

いじめ防止基本方針

1 目 的

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念及び責務を明らかにすると共に、いじめ防止及び解決を図るための基本となる事項を定めることにより、児童が安心して、学ぶことのできる環境をつくることを目的とする。

2 基本理念

- (1) 本校は、児童が安心して生活し、学ぶことができる環境を整え、一人一人の尊厳を重んじ相互に尊重し合う学校の実現のため、主体的にいじめ問題に取り組む。
- (2) 本校は、児童に対して、いじめが人間としての尊厳を踏みにじり、基本的人権を侵害する行為であることを理解させると共に、いじめは人間として絶対に許さないと強い認識を持たせる。

3 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育の実施

- (1) 人権・同和教育の推進
本校での特色である人権・同和教育を学校教育の全教科・領域で実施し、差別に気づき、差別をゆるさず、仲間と共に連帯していける児童の育成を目指す。人権教書「ゆうじょう」を活用する。
- (2) 道徳教育の推進
「私たちの道徳」、福井県版「心のノート」や道徳の副読本を活用し、発達段階に応じた指導を計画的に行うことにより、思いやりの心や認め合い学び合う心、感謝の心を育てる。
- (3) 体験活動の推進
学校行事（体育大会、集団宿泊体験等）やボランティア活動などを通して、児童の絆を強め、お互いに認め合い、助け合う心を育てる。

4 いじめの未然防止

- (1) 授業改善の推進
わかる授業、学び合う授業、楽しい授業を行うことにより、児童の自己有用感を高めるため、公開授業や授業研究を積極的に行う。
- (2) いじめの起きない学級・学校風土づくりの推進
縦割り班活動や異年齢交流活動を積極的に行い、児童が主体となって互いに認め合い、励まし合う「絆づくり」と児童が安心して過ごせる「心の居場所づくり」を進め、自己有用感を持たせる。
また、日々の小さな問題をみんなで解決するという体験を積み重ねることにより、学級への帰属意識を醸成する。
- (3) 意識調査（自己チェックシステム、いじめアンケート、QUテスト）等を活用した集団づくりの推進
定期的に、また気になるとき場面が見られたときにアンケート調査を行い、学級や学校の状況を把握し、適宜、教育相談を実施する。その結果を踏まえ、家庭訪問等実施し、保護者会に家庭との連携を図る。
- (4) 保護者や地域との連携の重視
携帯電話やスマートフォン、パソコンを使ったいじめも問題化しているため、家庭や地域と情報交換を密にすると共に地域連携をとって児童の変化を見逃さない。

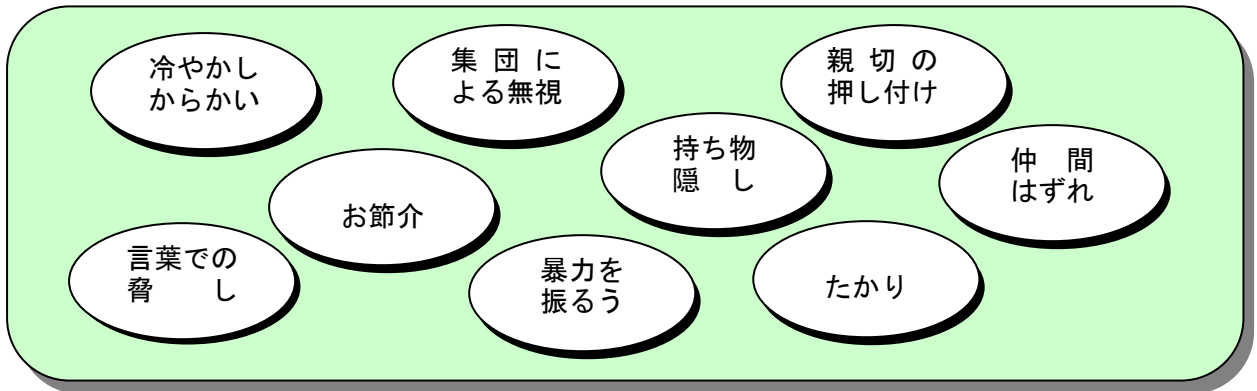
5 いじめの早期発見

(1) 積極的ないじめの認知

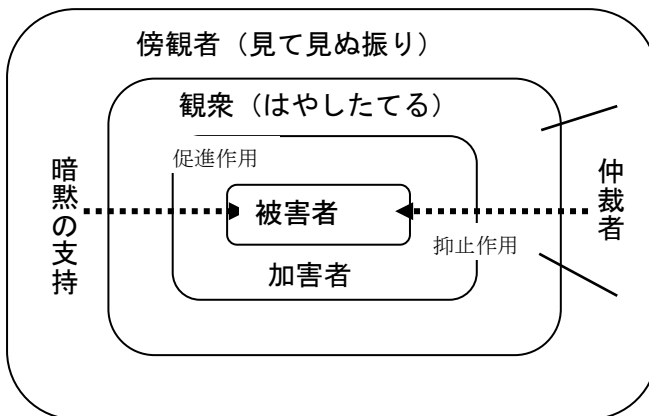
いじめの定義

- ・児童が一定の人間関係にある者から、心理的・物理的攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。個々の行為が、「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立つて行うものとする。なお、起こった場所は学校の内外を問わないこととする。

(2) いじめの態様



(3) いじめの4層構造



- ・すべての児童がいじめの対象となり得る。
- ・集団でのいじめの場合、加害意識が薄れる。
- ・いじめが一段と見えにくくなっている。
- ・仲裁者が減少し、傍観者が増える傾向にある。

観衆，傍観者に対する指導
 ・「いじめを助長する当事者であり，加害者と同じである」ことを認識させることが大切。

<学校>

- ・教師に対して視線をそらしたり，うつむいたりする。
- ・みんなから離れて，一人でいることが多い。
- ・休み時間のたびに職員室や保健室に出入りし，教室から離れようとする。
- ・人格を無視するような「あだ名」で呼ばれている。
- ・くつや体操服，学用品等がなくなったり，壊れていたりする。
- ・掲示物の名前が塗りつぶされていたり，画鋲が刺さっていたりする。

<家庭>

- ・病気でもないのに体の不調を訴えるなど，学校へ行きたがらない。
- ・何か言いたそうに，家族の周りをうろうろする。
- ・友だちから電話がかかると暗い表情になり，行き先を言わずに急に外出する。
- ・衣服が汚れていたり，怪我をしていたりすることが多くなる。

上記のような行動がないか，家庭と連携を強め，児童の行動についてきめ細かく観察し，積極的にいじめを認知するように努める。

6 いじめの早期対応

(1) 基本的な対応

- 事実関係の確認を性急にしないよう心がけながら、児童の話をゆっくりと具体的に聞く。
- いじめられている児童の気持ちをしっかりと受け止め、安心感を与えるよう努める。
- 管理職や関係の教員に報告し、いじめ対策委員会を開催し、多面的な情報の収集に努めるとともに、速やかに具体的な対応方針を出し、いじめ対応サポート班で具体的取組を決め、実行する。
- 必要に応じて、小浜警察署（スクールサポーター）や青少年愛護センター等の外部機関と連携を取りながら、早期解決に向けた最善の方策を講じる。

(2) 本人や家庭から訴えがあった場合

- ①共感的な対応に心がける。
 - ・「それくらい我慢なさい」「よくあることだから頑張りなさい」といった発言は絶対にしない。児童や保護者のつらい思いを共感し、受け止める。
- ②児童の味方になるという姿勢を示す。
 - ・児童の恐怖心を取り除くためには、穏やかな態度の中にも「先生はあなたを護りますよ」という毅然とした姿勢を示す。

(3) 学校でいじめを見つけた場合

- ①慎重な対応に心がける。
 - ・すぐに事実関係を問いただすようなことは避ける。正確な情報を収集する前に一時的な指導はしない。かえっていじめが陰湿になったり、いじめられている児童が傷ついたりする恐れがでる。
- ②絶対に担任一人で抱え込まない。
 - ・いじめの解決のためには、多くの教員の協力が必要なので、いじめ対策委員会等で多面的に情報を収集し、学校としての対応を協議する。
- ③事実の把握に努める。
 - ・慎重に、先入観や表面的な現象だけで判断しないで、速やかに多くの情報を収集し、事実関係を把握する。

◎児童への指導（初期）

(1) いじめられている児童に対して

- ①訴えをよく聞き、傷ついた心を心理的に支える。
- ②声かけや目配りをしながら、長期的に関わる。

(2) いじめている児童に対して

- ①毅然とした態度で事実を確認する。
- ②いじめは、人権上また人道上において絶対に許されない行為であることを理解させる。

(3) 学級・学年に対して

- ①周到な指導方針のもと、学級（学年）全体での話し合い活動を行う。
 - ・いじめられている児童、いじめている児童、傍観している児童など、学級は様々な人間関係で成り立っている。したがって、児童一人一人が、他人事ではなく自分も問題として考えられるように時間をかけて話し合うことが大切である。また、教師のいじめに対する毅然とした姿勢を示すことも重要である。ただし、いじめの状況によっては逆効果になる場合もあるので、的確な判断が必要である。

配慮すべき点

- ・行為は責めても、人格まで否定しないこと。
- ・いじめるといふ行為は、心の危機のサインと受け止め、いじめ行動に駆り立てる心の背景を理解するよう努めること。

◎保護者への対応

(1) いじめられている児童の保護者の場合

①できるだけ早く家庭訪問し、誠意をもって対応する。

②しっかりと話を聞き、具体的な事実を確認する。

- ・保護者が感情的になっているときは、その気持ちをしっかりと受け止める。教師の誠意ある言動が信頼関係を築く第一歩なので、とにかく聞くことに徹する。

(2) いじめている児童の保護者の場合

①家庭訪問し、事実を正確に伝える。

②保護者の複雑な心情の理解に努め、いじめ解消という視点で話し合う。

- ・憶測や推測で話をしたり、関係のない話まで広げないように注意しましょう。

・引用文献 青少年「心の問題」への対応

福井県青少年関係相談機関連絡会議

大切な声かけ

- ・よく知らせてくださいました。
- ・気づかなくてすみませんでした。
- ・すぐに対応します。 など

7 いじめによる重大事態への対処

生命、心身または財産に重大な被害を生じた疑いや相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いのあるときは、次の対処を行う。

(1) 重大事態が発生した旨を高浜町教育委員会へ速やかに報告する。

(2) 学校が調査の主体となる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、高浜町教育委員会へ報告を速やかに行う。

(3) 町が調査対象となる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力する。

8 いじめ防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会

いじめの未然防止等に関して指導方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置し、定期的を開催する。

(構成員) 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、教育相談担当、担任、関係教員

(活動) ・いじめ問題防止の年間計画の作成

・いじめの現状把握と指導方針・対策の決定

・学校におけるいじめ問題への取組の点検

(2) いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取組を行う。

(構成員) 生徒指導主事、養護教諭、教育相談担当、担任

(活動) ・当該いじめ事案の対応方針の決定

・当該いじめ事案の対応の経過の確認および対応方針の修正

9 学校評価における留意事項等

(1) いじめ問題に適正に対処するため、次の2点を学校評価の項目に加え、本校の取組を評価する。

・「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」児童を育てる取組やいじめの未然防止の取組に関すること

・いじめの早期発見や早期解決に向けた取組に関すること